



《会計・税務の知識》 相続があった場合の消費税の納税義務判定

はじめに

消費税は、その課税期間の基準期間における課税売上高、特定期間（その年の前年1月1日から6月30日までの期間）における課税売上高が1,000万円以下である場合には納税義務が生じませんが、相続による事業承継があった場合には、被相続人の課税売上高が考慮され納税義務が生じることがあります。今回は具体例を使い、相続があった場合の納税義務の判定を説明します。

1. 具体例 (H27年) (H28年) (H29年) (H30年) (H31年)

単位: 万円

被相続人	1,200	1,200	500		
相続人A				700	1,200
	240	240	240	240	240
	合計240	合計240	合計940	合計1,440	合計1,440

相続人Aは、以前より貸事務所の家賃として月額20万円、年額240万円（税抜）の収入があったが、免税事業者であるため消費税の申告はしていなかった。

被相続人は、以前より貸事務所の家賃として月額100万円、年額1,200万円（税抜）の収入があったため、課税事業者として消費税の申告を行っていた。

平成29年5月31日に相続が発生し、相続人Aが被相続人の不動産を相続した。

2. 平成29年（相続開始年）の納税義務の判定

- ①原則 相続人Aの基準期間の課税売上高240万円 \leq 1,000万円
→原則では納税義務が生じないため②の判定に移ります。
- ②特定期間 相続人Aの特定期間の課税売上高120万円 \leq 1,000万円
→特定期間でも納税義務が生じないため③の判定に移ります。
- ③相続特例 相続開始年については、被相続人の基準期間の課税売上高により納税義務を判定します。
被相続人の基準期間の課税売上高1,200万円 $>$ 1,000万円 ∴6月1日から納税義務あり
→③では基準期間の課税売上高が1,000万円を超えたため納税義務が生じます。
この場合、相続のあった日の翌日からその年12月31日までの課税資産の譲渡等について納税義務が生じることになります。
課税標準額は700万円 $+$ @20万円 \times 7月 $=$ 840万円となります。

3. 平成30年、31年の納税義務の判定

- ①原則 相続人Aの基準期間の課税売上高240万円 \leq 1,000万円 →②の判定へ
- ②特定期間 相続人Aの特定期間の課税売上高220万円（31年は720万円） \leq 1,000万円 →③の判定へ
- ③相続特例 相続年の翌年以後は相続人A及び被相続人の基準期間の課税売上高の合計額で判定します。
→③では以下の通り基準期間の課税売上高が1,000万円を超えたため納税義務が生じます。
平成30年 被相続人の基準期間の課税売上高1,200万円 $+$ 相続人Aの基準期間の課税売上高240万円 $=$ 1,440万円 $>$ 1,000万円 ∴納税義務あり
平成31年 被相続人の基準期間の課税売上高500万円 $+$ 相続人Aの基準期間の課税売上高940万円 $=$ 1,440万円 $>$ 1,000万円 ∴納税義務あり

おわりに

相続があった場合の納税義務の免除の特例では、相続開始年分の納税義務が年の途中から生じることとなり、かなり特徴がありますので注意が必要です。 (担当: 佐藤敬)